

医療法人制度改革

基金拠出型医療法人⑥ 出資額限度法人から 出資金の払戻し手續

改正医療法（以下「法」という）で創設された、出資持分なし・基金拠出型医療法人（以下「基産法人」と

分配が出資した金額に限られることを定款に記載た、出資社員の存在する療法人であり、「当分の間のみ存続か認められます。

療法人の97%を占める経過措置型医療法人（以下「経過型法人」という）に含まれる、出資額限度法人から基金型法人への移行、その出資金の払戻し手続き等について説明していくこととします。

■出資額限度法人
法の改正により、社団（持
分あり）医療法人は、医療
法・附則第10条第2項によ
り経過型法人となり、出資
額限度法人もそのなかに含
されます。

にじでいう出資額限度法

**出資額限度法人からの移行と
出資金の払戻し手続きの要点**

の移行と
との要点

資であり、当該法人が「非課税4要件」を充足していない類型であっても課税関係は発生しません。

利益剰余金から資本剰余金に振替えた金額についても、課題が残ります。

■出資持分放棄の課税関係

資であり、当該法人が「非課税4要件」を充足していない類型であっても課税関係は発生しません。

利益剰余金から資本剰余金に振替えた金額について
は、課題が残ります。

■出資持分放棄の課税関係

出資持分の放棄、本件も
それに該当しますが、相続
税法第66条第4項のみなし

贈与課税が当該医療法人になれます。このことは、前回の「基金拠出型医療法人のポイント」（本誌09年5月号2ページ）を参照ください。そこに示しましたが、前述した公的運営の基準と共に通4基準および個別基準を充足する必要があります。

ここで、さらに問題なのは、医療法施行規則第30条の39第2項、その資本金の全部を資本剰余金に振替える規定が削除されていることです。これは、削除はされたが従来どおりの処置が生きている（医政局指導課）ものとして処理すべきです。

今回は、出資額限度法人から基金型法人への移行に伴う出資金の払戻しの手続き等を説明しました。剰余金相当額については、課税関係が発生するので、前号を参照のうえ、運営組織の適正化、共通4基準および個別基準の充足など、誤りのないようにして貰いたい。

表 社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
<p>附則</p> <p>② 本社団は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本社団の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。</p>	<p>・出資額限度法人から移行する場合に限り記載するものとする。</p>

(設例)	資本金	10,000千円
	出資者 (甲)	5,000千円
	出資者 (乙)	3,000千円
	出資者 (丙)	2,000千円

(これに基づく払戻しの会計処理)
 (資本金) 10,000 (現金預金) 10,000
 (利益剰余金) 90,000 (資本剰余金) 90,000